



## 助産業務を規定する法律 Legislation to Govern Midwifery Practice

### 背景

一般市民と助産師自身を保護するためにも、助産師と、その養成において使用されるプログラムや施設を規制し認可することは重要である。免許や認定を「終身制度」としないことも重要である。したがって、一定期間に認定（および再認定）を行うために、認可に必要な一連の条件が定められていなければならない。個々の助産師に対する認定／再認定は、彼女または彼が、自国の必要条件に則して安全に専門的な業務を行う際に必要とされる技術と能力があるということの確認に基づくべきである。

助産の法律は、助産の専門性と業務に関連している国内法令の一部である。助産の規制は、この法律に伴う基準とプロセスをまとめたものであり、どのような人物が助産師で、誰がそうでないのかを明確にし、助産の業務範囲を明記している。登録は免許交付と呼ばれることもあるが、これは助産師が業務を行い、名称を使用することのできる法的権利である。

適用されている仕組みの種類に関わらず、プロセスが必ずあるということと、そのプロセスは透明性があり公平で健全な状態であると保障することが重要である。したがって、この体制は定期的に査定されるべきである。また、以前業務を行っていた助産師が、長期にわたり離れていた後に職に復帰できるような体制も必要である。

### 所信声明

ICM は、全ての国に、助産師の業務に関連する適切な法律があるべきだと考える。また専門職団体は、政府と連携し、自国で最大限にサービスを提供できる方法を見出すべきである。これは、民間および公的セクター共にあらゆるレベルで質の高いケアを提供するために、サービスの基準を定める場に専門職が参加するというだけでなく、良い人材を管理する政策や規制を策定することも含む。

### 見解

助産師の業務を規定するために定められた法律には、次の内容を含むべきである：

- 助産師がいかなる環境においても自由に業務を遂行できるようにする。
- 専門性を統治するのが助産師であることを保証する。
- 医療支援へのアクセスが整っていない国において、さまざまな場で救命のために知識と技術を使用する助産師を支援する。
- 助産師が現任教育を受けられるようにする。
- 業務を遂行する権利の定期的な更新を義務づける。
- 法律の範囲内でその国に適し、ICM の定義に合致する「助産師の定義」を採択する。
- 規制機関に消費者の代表が関わることを規定する。
- 全ての女性に資格のある助産師のケアを受ける権利があることを承認する。
- 助産師が独立して業務を遂行することを許可する。
- 母子保健および住民の健康を増進するうえで、助産師の仕事を支援し向上させる、助産に関する規則と法律それぞれの重要性を認識する。

- 助産師の資格取得は能力と基準に基づくものとし、取得課程による区別はない。
- 一般市民の保護を目的として、助産師によって統治される規制機関の体制を整える。
- 法律を定期的に見直し、助産教育、業務および保健医療サービスの発展に伴い、その法律が適切であり時勢に遅れたものでないことを保障する。
- 法律を見直す過程では、分娩結果と母親および新生児の状態について、ピア・レビューを行い分析することを奨励する。
- 新しい法律が可決され、助産師の能力のレベルを高める必要があるときには、移行教育プログラムを提供する。

## 会員協会への指針

会員協会には、自国の助産業務に適切な法律が定められるために、この所信声明を活用することが求められる。

## 関連 ICM 文書

- ICM 所信声明「助産の法律と規制の枠組み」（2002）

## その他の関連文書

- Mother Baby Package: Implementing Safe Motherhood in Countries. Geneva, Switzerland: WHO, 1994.
- ICM 助産師の定義（2005）
- Bryce GK. Overview paper presented to Workshop on Legislation, May 1983 Vancouver ICM Congress (Unpublished).
- The Safe Motherhood Action Agenda. Priorities for the next decade. Report on the Safe Motherhood Technical Consultation October 1997 Sri Lanka, Family Care International.

2008 年、グラスゴーでの国際評議会にて採択

次回の見直し予定：2014 年

2009 年 12 月（社）日本看護協会・（社）日本助産師会・日本助産学会訳

All rights, including translation into other languages, reserved. No part of this publication may be reproduced in print, by photostatic means or in any other manner, or stored in retrieval system, or transmitted in any form without written permission of the International Confederation of Midwives. Short excerpts (under 300 words) may be reproduced without authorisation, on condition that the source is indicated and that the ICM be informed.

他の言語への翻訳権も含めて、この出版物は著作権を有しています。国際助産師連盟（ICM）から文書による許諾を得ることなく、本書の一部または全部を何らかの方法で複製することや検索システムに登録することなど、一切の伝播を禁じます。ただし、短い引用（300 語未満）に関して、許可は不要ですが、その場合は出典を明記し、ICM へご連絡ください。

Copyright © (2008) by ICM- International Confederation of Midwives,  
Eisenhowerlaan 138, 2517 KN The Hague, The Netherlands